

第24回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成26年11月13日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 地裁委員会委員

伊藤納，伊藤和通，大西直樹，小河妙子，加藤謙治郎，北川住江，西岡徹人，矢野隆史，山川隆司，山田秀樹（五十音順，敬称略）

(2) オブザーバー

法テラス岐阜法律事務所 村井宏彰弁護士

岐阜地方裁判所刑事部 溝田泰之裁判官

(3) 地裁委員会事務担当者

民事首席書記官，刑事首席書記官，刑事次席書記官，刑事訟廷管理官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

(1) 新委員の紹介

（新委員）滝智秀委員

(2) 各委員自己紹介

(3) 委員長あいさつ

(4) 前回の委員会での提言に対する報告

(5) 裁判員裁判の実施状況に関する説明

刑事首席書記官から，裁判員裁判の実施状況に関する説明を行った。

(6) 「分かりやすい審理の工夫について」についての説明及び意見交換

意見交換をより有意義なものとするために，あらかじめ委員に裁判員裁判を

傍聴の上、分かりやすさに関するアンケートに回答していただき、委員会数日前に、そのアンケートを委員に配布し、傍聴していただいた事件について、記憶の喚起を行った。

当日は、委員に傍聴していただいた事件の説明及び委員、裁判員経験者のアンケート結果について説明を行った上で、意見交換を行った。意見交換要旨は別紙のとおり。

(7) 裁判員制度広報についての説明及び意見交換

総務課長から、裁判員制度広報の現状について説明を行った後に、意見交換を行った。意見交換要旨は別紙のとおり。

(8) 次回の意見交換の主なテーマについて

「配偶者暴力等に関する保護命令手続について（仮題）」

(9) 次回期日

平成27年5月25日（月）午後1時30分

(別紙)

意見交換の要旨

1 「分かりやすい審理の工夫について」

(1) 裁判員裁判を傍聴しての感想

(A 委員)

分かりやすく、丁寧な審理だと思った。

(C 委員)

刑事裁判を実際に傍聴してみると傍聴しないとでは、大きな違いがあると感じたので、一般の方も傍聴すると良いと思う。

(D 委員)

審理は分かりやすかったが、自分が裁判員ならば、短時間で質問を求められても、何を質問すれば良いのかとか、こんな質問すると恥ずかしくはないかと迷うのではないかと思った。

(E 委員)

被告人や被害者の気持ちになって傍聴したが、法廷には一般の方の顔ぶれがあったので、専門的ではない自分の言葉で話しても分かってくれる人がいるという雰囲気を感じた。傍聴して以来、新聞などの裁判記事に目が行くようになった。

(F 委員)

パワーポイントなどの視覚的要素がもっとあれば、そのシーンを把握しやすいと思った。

(G 委員)

法廷で使われている言葉は、非常に分かりやすかったが、専門的な言葉が二、三あった。また、事件に登場する人物の関係性や時系列が整理されて示されると、より分かりやすいと思った。傍聴して、非常に良かったので、できるだけ多くの方に傍聴していただくための広報活

動が必要だと思う。

(B 委員)

言葉の分かりやすさについては、法曹も関心を持っている。専門用語では、裁判員だけでなく、被告人にも理解されないのではないかと考えており、責任能力などの一般になじみのない言葉や概念をどのように言い換えれば分かりやすいかを公判前整理手続の中で検討している。

(G 委員)

4 日間前後で裁判が終わると聞くと、短い印象を受けるので、もっと議論をしても良いのかなという印象がある。

(B 委員)

制度導入前は、裁判に参加する国民の負担の軽減の観点から、できる限り短い日程に審理・評議を詰め込むことを前提に 70 パーセントの事件が 3 日間で終わると謳っていたが、やってみると、少なからぬ裁判員経験者から、審理の結果を消化し、納得できる判断をするために十分な時間が必要であるとの声が聞かれたことなどから、現在は、ある程度余裕を持った審理計画を立てている。そして、4 日間というのは、事実関係等に争いが無い事件についての標準的な審理日数であり、争いがある事件はもっと長くなることが多い。裁判員に過度な負担がかからないように配慮しつつ、拙速にならないように審理計画を立てている。

傍聴していただいた事件の中には、多数の登場人物がおり、多数の調書が朗読された事件があったが、調書の朗読の分かりやすさについては、どうだったか。

(E 委員)

耳で聞いて理解するということには限界があり、特に供述調書を読み上げられるだけだと分かりにくいという意見があったかと思うが、文

字にすれば良いのかと言えば、文字からの分かりやすさにも限界がある。文字情報だけでなく、視覚、聴覚に働きかけるイメージであれば、捉えやすい方も多くいるし、言語能力は個人差がとても大きいので、言葉だけで理解できる人もいれば、意味を理解するためには、視覚的なイメージを手がかりにしなければいけないという人もいるので、そういうところの工夫をすれば、理解しやすいと思う。

(F 委員)

視覚的にイメージできるものがあれば良いと思った。調書の朗読を聞いて、イメージはできたが、そのイメージが本当に合っているのかは分からなかった。認識を統一した上で議論をしなければ、議論がかみ合わなくなってしまう可能性があると思う。パワーポイントを使ったプレゼンテーションや映像などがあれば、より分かりやすいと思う。

(2) 証人尋問の分かりやすさ

(E 委員)

供述調書の朗読と証人尋問を比べると、証人尋問のほうが、緊張感があり、生々しくリアリティがあり、考えを整理しながら聞けたので、分かりやすかった。ただ、何でそんなことを聞くのか、それを聞いてどうなるのかを知らずに聞いている立場からは、それを聞いてどう感じるのか、誰かからレクチャーを受けることができるのかなどと思った。自分の中に訴えるものがあつたのは、聞かれて答えている部分ではなく、本人の思いを語っている部分だった。その部分は、判断に影響するものだと思うが、上手く伝えることができる人ならばいいが、伝えることに長けている人と長けていない人とでは、格差があると思うので、法律の素人がその格差を補いながら判断できるのかと疑問に思った。

2 裁判員制度広報

(D 委員)

ホームページにたどり着くのは、関心がある人だけで、関心がない人はたどり着かない。タウン誌や新聞で広報をしてはどうか。裁判員制度の意義を理解する機会はなかなかないことから、国民の権利や義務について、子供の頃から勉強する機会を作ってもらおうよう、教育機関にPRしていったほうが良い。

(F 委員)

周知することが一番大切である。周知の後に、慣れてもらう、そして、行動に移してもらうということになる。簡単な資料を作って、こんな場合にはどう考えるかという感覚のほうが慣れやすい。ホームページでの周知については、岐阜市のフェイスブックは閲覧数が多いと聞いているので、そういうところで紹介したり、リンクを貼ったりしてくれないかをお願いしてみるということも考えられる。

また、ホームページは、文章が多いが、もう少し見やすいものでなければいけないと思う。閲覧する人は、文章をあまり見ておらず、あれっと思うところをクリックする。「これから裁判員等になれる方々へのメッセージ集」の「裁判員裁判を経験して」の動画への誘導が、ホームページの下の方にあっては見づらいと感じた。裁判所ウェブサイトフォーマット自体が古いので、閲覧数の多いサイトを参考に、若い世代が慣れ親しめるものにしたら良いのではないかな。

(C 委員)

小学校や中学校の先生を対象とした傍聴見学ツアーを計画して、先生に体験してもらうのはどうか。体験してもらえば、授業で児童や生徒に臨場感を持って説明してもらえたり、傍聴見学ツアーに児童や生徒を連れて行きたいと思うのではないかな。

(G 委員)

教科書には，裁判員制度が始まったということくらいしか書いてないので，入学試験に取り上げてもらえるくらいに働きかけてはどうか。

以 上

